○水戸市高齢者保健福祉推進協議会条例

平成10年３月24日
水戸市条例第２号

（設置）

第１条　高齢者の総合的な保健福祉の向上を図るため，水戸市高齢者保健福祉推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（所掌事項）

第２条　協議会は，次の各号に掲げる事項を所掌する。

(1) 高齢者保健福祉施策の総合的な推進に関すること。

(2) 老人福祉計画に関すること。

(3) 老人保健計画に関すること。

(4) 介護保険事業計画に関すること。

(5) その他必要と認める事項に関すること。

（組織）

第３条　協議会は，関係機関，団体の役職員及び学識経験者のうちから，市長が委嘱又は任命する20人以内の委員をもって組織する。

（任期）

第４条　委員の任期は，２年とする。ただし，補欠により委嘱又は任命された委員の任期は，前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第５条　協議会に，委員の互選により会長及び副会長を置く。

２　会長は，協議会の会務を総理する。

３　副会長は，会長を補佐し，会長に事故あるとき，又は会長が欠けたときは，その職務を代理する。

（会議）

第６条　協議会は，会長が招集し，会長は，会議の議長となる。

２　協議会は，委員の２分の１以上の出席がなければ開くことができない。

３　協議会の議事は，出席委員の過半数をもって決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

（庶務）

第７条　協議会の庶務は，保健福祉部において行う。

（補則）

第８条　この条例に定めるもののほか，必要な事項は，別に定める。

付　則

この条例は，平成10年４月１日から施行する。